

- 1 監査等の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象 福祉部  
令和4年度4月～11月分 必要に応じて令和3年度分
- 3 監査の着眼点 令和4年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画（以下「実施計画」という。）に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 令和5年1月10日～令和5年2月22日
- 6 監査の結果

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努めるとともに、検討されたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

#### [指摘事項]

##### (1) 未収金の回収について

介護保険料の収入未済額は、令和3年度末で183,595,230円であった。令和4年11月末現在では、滞納繰越分に係る収入未済額が173,117,780円である。

後期高齢者医療保険料の収入未済額は、令和3年度末で52,845,100円であった。令和4年11月末現在では、滞納繰越分に係る収入未済額が40,372,900円である。

今後とも、滞納繰越分の早期回収に努めることはもとより、現年賦課分の早期回収を図ることで滞納繰越の発生を抑制するように努力されたい。

##### (2) 適正な財務会計事務の執行について

ア 岐阜市予算規則第13条第1項は、支出負担行為として整理する時期は別表第1に定める区分によるものとし、別表第1では、委託料の支出負担行為として整理する時期は、「契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定している。

しかしながら、令和4年度ぎふ・さわやか訪問口腔歯科健診に係るマニ

ュアル作成等業務委託について、令和4年5月9日付けで契約が締結されていたが、令和4年8月19日に至るまで支出負担行為書が起案されていなかった。

イ 岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」と規定している。

しかしながら、福祉政策課が備品管理システムに記録している備品について、所在が確認できないものがあった。

今後は、岐阜市予算規則及び岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

### (3) 契約事務について

岐阜市物品管理規則第13条第2項は、「物品の所用部署において、物品の調達を必要とするときは、契約依頼書により契約課長に依頼しなければならない。」と規定している。

しかしながら、介護保険課において、高齢者紙おむつ支給券の印刷を、契約課へ契約依頼書を提出することなく、業者に発注し、納品されていた。

今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な契約事務に努められたい。

### (4) 適正な事務執行について

岐阜市情報公開条例第8条第1項は、請求書の提出があった日の翌日から起算して14日以内に当該請求に対する諾否の決定を行い、速やかに請求者に通知しなければならない旨規定している。

しかしながら高齢福祉課において、課宛に届いた情報公開請求のメールを庶務担当者が対象事業の担当者に2通転送したものの、1通のメールを見落とし、条例で定める期間内に決定及び通知を行わず、請求者からの問い合わせがあるまで当該請求に気付いていなかったものがあった。

今後は、岐阜市情報公開条例を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

(5) 交通事故の防止について

令和3年4月から令和4年11月までの間に、公用車の後退時における事故が3件発生した。3件の事故のうち2件は、職員が同乗していたが、降車及び誘導をしていなかった。また、公用車の発進時における事故が2件発生した。

後退時の安全確認及び乗車前の公用車周辺の障害物等の把握の励行については、令和2年度の定期監査においても同様の指摘をしており、確実に対応されたい。

[意見事項]

(1) 交通事故の防止について

令和3年4月から令和4年11月までの間に、公用車の事故が8件発生した。

令和2年度の定期監査においても15件の交通事故が発生しており、交通事故の防止について、より一層の指導徹底を図られたい。

(2) 施設の移転更新について

岐阜市恵光学園は、現在受け入れ定員に達した状態であり、今後希望される入園に対応することや、施設運営に必要とされる職員の事務室も狭いことから、施設の拡充が必要と思われ、それに伴う施設の移転更新も求められるものとする。

については、施設の拡充、移転更新について検討されたい。

(3) システム改修時における確認の徹底について

ア 令和4年1月6日に、公費負担医療対象者の高額介護サービス費について、算定システムに誤りがあったことが判明した。

イ 令和4年9月13日に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る福祉システムの初期データセットアップに誤りがあったことが判明した。

制度改正、給付手続等に伴うシステム改修の際には、担当課において改修内容を理解し、十分なテストを行うことによる再発防止に取り組まれない。